

# 障害児通所支援の職員の資格要件

## 1 人員配置基準上の職員

### (1) 管理者（施設長）

従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するもの1人以上（常勤要件はない）
資格要件	特になし

### (2) 児童発達支援管理責任者

配置数	・常勤専従1人以上（管理者以外との兼務は不可）
資格要件	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（厚生労働省告示第二百三十号）のとおりに 詳細は広島県ホームページ「広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について」を参照すること。 <a href="#">県HP</a> トップページ>組織で探す>健康福祉局>障害者支援課>「主な業務内容」の「相談支援・サビ児管研修」

### (3) 保育士

資格要件	保育士証を持つもの ※保育士（保母）資格証明書を保有している場合は、保育士証への登録が必要。 保育士（保母）資格証明書のみでは「保育士」として勤務することはできないため、保育士証の交付を受けるまでは「児童指導員」又は「その他の従業者」としての勤務になる。
------	---

### (4) 児童指導員

資格要件	
<p>&lt;児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項各号&gt; 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>② <b>社会福祉士</b>の資格を有する者</p> <p>③ <b>精神保健福祉士</b>の資格を有する者</p> <p>④ 学校教育法の規定による<b>大学</b>（短期大学を除く）の<b>学部</b>で、<b>社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科</b>又はこれらに相当する課程を修めて<b>卒業した者</b>（専門職大学の前期課程修了者は含まない）</p> <p>⑤ 学校教育法の規定による<b>大学</b>（短期大学を除く）の<b>学部</b>で、<b>社会福祉学、心理学、教育学又は社会学</b>に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>⑥ 学校教育法の規定による<b>大学院</b>において、<b>社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科</b>又はこれらに相当する課程を修めて<b>卒業した者</b></p> <p>⑦ 外国の大学において、<b>社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科</b>又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧ 学校教育法の規定による<b>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者</b>、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）であって、<b>2年以上児童福祉事業（※）に従事した</b>もの</p> <p>⑨ 教育職員免許法の規定により、<b>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</b>であって、都道府県知事が適当と認めたもの 【注】教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問いません。（<b>養護・栄養教諭は含まない</b>） 【注】教員免許の更新の有無は問わない</p> <p>⑩ <b>3年以上児童福祉事業（※）に従事した者</b>であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p>	

- ※ 1 ④～⑦の「社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学」の学部・学科を卒業していない場合でも、履修内容によっては「これらに相当する課程を修めて卒業した者」として認める場合がありますので、事前に障害者支援課まで履修単位等がわかる成績証明書等を提出してください。
- ※ 2 ⑧・⑩については、従事した経験を証明するための「**実務経験証明書**」の作成・提出が必要です。（★参照）  
また、⑧の場合は、「高等学校卒業」以上を証明できる「卒業証明書や卒業証書」の提出が必要です。

※ **児童福祉事業に含まれるもの（児童福祉法上に規定されている事業を指します。）**

・児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

・同法第 12 条の児童相談所における事業

・同法第 6 条の 2 の 2 に規定する事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援事業

・同法第 6 条の 3 に規定する事業

児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

★実際に業務に従事した日数は、**1年あたり180日**以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験 2 年…従事期間 2 年以上かつ、従事した実日数 360 日以上が必要

（1年あたり90日の従事日数でも、2年以上の期間（90日×4年）で、合計360日以上となれば可）

実務経験 3 年…従事期間 3 年以上かつ、従事した実日数 540 日以上が必要

（1年あたり240日の従事日数が2年6か月（600日）ある場合でも、3年以上の従事期間は必要）

## （6）機能訓練担当職員

業務	指定障害児通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 機能訓練を行う場合に配置が必要
<b>資格要件</b>	
◎理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員 ※ 主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。	
【心理指導担当職員】とは、次のいずれも満たす者をいう。	
① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）	
② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	
※臨床心理士（認定資格）、公認心理師（国家資格）の資格を有する者を、①及び②を満たす者としている。	
※単に心理学を専修する学部・学科を卒業した場合（認定心理士）は含まない。	

## （7）看護職員

業務	利用児童に対して医療的ケアを行う場合に配置が必要
<b>資格要件</b>	
保健師、助産師、看護師、准看護師	

※**管理者以外の職員については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要**